

新	旧	備考
<p>限度額設定型貿易保険約款</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00004 <u>沿革 平成29年9月8日 一部改正</u></p>	<p>限度額設定型貿易保険約款</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00004</p>	
<p>第1章～第2章 (略)</p>	<p>第1章～第2章 (略)</p>	
<p>第3章 損失額及びてん補責任額 第6条 (略)</p>	<p>第3章 損失額及びてん補責任額 第6条 (略)</p>	
<p>(損失額算出上控除する金額) 第7条 前条各項の規定により控除すべき金額は、次の各号に掲げる金額とする。 一～二 (略) 三 日本貿易保険が第35条に基づき権利行使等の委任を受けた権利を行使して取得した金額及び取得し得べき金額(延滞利息を除く。) 四～六 (略)</p>	<p>(損失額算出上控除する金額) 第7条 前条各項の規定により控除すべき金額は、次の各号に掲げる金額とする。 一～二 (略) 三 日本貿易保険が第34条に基づき権利行使等の委任を受けた権利を行使して取得した金額及び取得し得べき金額(延滞利息を除く。) 四～六 (略)</p>	
<p>第8条 (略)</p>	<p>第8条 (略)</p>	
<p>(免責) 第9条 日本貿易保険は、第20条第4項及び第39条第1項に規定するもののほか、次の各号に掲げる損失をてん補する責めに任じない。 一～六 (略)</p>	<p>(免責) 第9条 日本貿易保険は、第20条第4項及び第34条第1項に規定するもののほか、次の各号に掲げる損失をてん補する責めに任じない。 一～六 (略)</p>	
<p>第10条～第12条 (略)</p>	<p>第10条～第12条 (略)</p>	
<p>第4章 保険契約者又は被保険者の義務 第13条～第16条 (略)</p>	<p>第4章 保険契約者又は被保険者の義務 第13条～第16条 (略)</p>	
<p>(損失の防止軽減等の義務)</p>	<p>(損失の防止軽減等の義務)</p>	

新	旧	備考
<p>第17条 被保険者は、日本貿易保険が貿易保険共通運用規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00069。以下「共通運用規程」という。）に定める時から、第29条第1項又は第35条第1項若しくは第2項に規定する権利行使等の委任を行うまでの間（保険金支払までに当該権利行使等の委任が行われない場合は保険金支払までの間をいう。以下、本条において同じ。）損失を防止軽減するため、他の債権におけるのと同様の注意をもって一切の合理的措置を講ずる義務を負う。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 被保険者は、第1項に定める期間において、回収に要した費用を負担する。ただし、回収費用の負担については、第32条の規定によるものとする。</p>	<p>第17条 被保険者は、日本貿易保険が貿易保険共通運用規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00069。以下「共通運用規程」という。）に定める時から、第28条第1項又は第34条第1項若しくは第2項に規定する権利行使等の委任を行うまでの間（保険金支払までに当該権利行使等の委任が行われない場合は保険金支払までの間をいう。以下、本条において同じ。）損失を防止軽減するため、他の債権におけるのと同様の注意をもって一切の合理的措置を講ずる義務を負う。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 被保険者は、第1項に定める期間において、回収に要した費用を負担する。ただし、回収費用の負担については、第31条の規定によるものとする。</p>	
<p>第18条 (略)</p>	<p>第18条 (略)</p>	
<p>(調査に応ずる義務)</p> <p>第19条 保険契約者又は被保険者は、日本貿易保険が輸出貨物等、技術等の提供、輸出契約等、供給契約又は代金等に関し、調査、報告若しくは資料の提出を求めた場合又は輸出契約等若しくは供給契約に関する帳簿書類、輸出貨物等その他の物件を調査しようとした場合には、これに応じなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 被保険者は、第31条第2項及び第4項の規定により納付すべき金額に係る債権の保全上の必要に基づいて、日本貿易保険が業務若しくは資産の状況に関し、調査、報告若しくは資料の提出を求めた場合又は業務若しくは資産の状況に関する帳簿書類その他の物件を調査しようとした場合には、これに応じなければならない。</p>	<p>(調査に応ずる義務)</p> <p>第19条 保険契約者又は被保険者は、日本貿易保険が輸出貨物等、技術等の提供、輸出契約等、供給契約又は代金等に関し、調査、報告若しくは資料の提出を求めた場合又は輸出契約等若しくは供給契約に関する帳簿書類、輸出貨物等その他の物件を調査しようとした場合には、これに応じなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 被保険者は、第30条第2項及び第4項の規定により納付すべき金額に係る債権の保全上の必要に基づいて、日本貿易保険が業務若しくは資産の状況に関し、調査、報告若しくは資料の提出を求めた場合又は業務若しくは資産の状況に関する帳簿書類その他の物件を調査しようとした場合には、これに応じなければならない。</p>	
<p>第20条～第21条 (略)</p>	<p>第20条～第21条 (略)</p>	
<p>第5章 (略)</p>	<p>第5章 (略)</p>	
<p>第6章 保険金の支払</p>	<p>第6章 保険金の支払</p>	

新	旧	備考
<p>(保険金の請求) 第23条 被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者（以下「保険金請求人」という。）は、自己の費用をもって損失の計算を行い、保険金請求書に第29条第1項に規定する権利行使等の委任についての委任状、損失計算書、証拠書類その他必要な書類を添えて日本貿易保険に提出しなければならない。なお、第35条第1項又は第2項に規定する権利行使等の委任が保険金請求時においても有効である場合においては、本条に基づく委任状は提出されているものとみなす。 2～5 (略)</p>	<p>(保険金の請求) 第23条 被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者（以下「保険金請求人」という。）は、自己の費用をもって損失の計算を行い、保険金請求書に第28条第1項に規定する権利行使等の委任についての委任状、損失計算書、証拠書類その他必要な書類を添えて日本貿易保険に提出しなければならない。なお、第34条第1項又は第2項に規定する権利行使等の委任が保険金請求時においても有効である場合においては、本条に基づく委任状は提出されているものとみなす。 2～5 (略)</p>	
<p>第24条 (略)</p>	<p>第24条 (略)</p>	
<p>(決済期限前の請求) 第25条 <u>被保険者は、決済期限前において、第4条各号のいずれかに該当する事由の発生により決済期限までに代金等を回収することができないことが確実であるときは、損失の発生について、日本貿易保険の確認を求めることができる。</u> 2 <u>前項の規定により日本貿易保険が損失の発生を書面で確認したときは、保険金の支払の請求は、第23条第2項第2号の規定にかかわらず、当該確認のあった日から9月以内の間に行うことができる。</u> 3 <u>前項の場合における損失額は、第6条の規定により算出した損失額のうち、元本及び前項の確認があった日までに発生した利子に係るものとする。</u></p>		
<p>(保険金の支払) 第26条 日本貿易保険は、第23条第1項に定める手続による請求を受けた日から2月以内に保険金を支払う。ただし、調査のため特に時日を要するときは、この限りでない。 2 第6条の損失額の算出にあたり、輸出等不能貨物又は代金回収不能貨物の処分により第7条第1号に規定する取得した金額又は取得し得べき金額を控除しなかった場合、日本貿易保険は、保険金支払に際し、条件を付することができる。なお、日本貿易保険が条件を付したときは、輸</p>	<p>(保険金の支払) 第25条 日本貿易保険は、第23条第1項に定める手続による請求を受けた日から2月以内に保険金を支払う。ただし、調査のため特に時日を要するときは、この限りでない。 2 第6条の損失額の算出にあたり、輸出等不能貨物又は代金回収不能貨物の処分により第7条第1号に規定する取得した金額又は取得し得べき金額を控除しなかった場合、日本貿易保険は、保険金支払に際し、条件を付することができる。なお、日本貿易保険が条件を付したときは、輸</p>	

新	旧	備考
<p>出等不能貨物又は代金回収不能貨物の処分により取得した金額及びこれに要した費用は、第29条第9項に定める回収金及び第32条第2項に定める回収費用に該当しない。</p> <p>3～4 (略)</p>	<p>出等不能貨物又は代金回収不能貨物の処分により取得した金額及びこれに要した費用は、第28条第9項に定める回収金及び第31条第2項に定める回収費用に該当しない。</p> <p>3～4 (略)</p>	
<p>(他の保険契約等との関係)</p> <p>第27条 この約款に基づき保険関係が成立した輸出契約について、輸出手形保険が存在し、当該輸出手形保険契約に基づき、日本貿易保険が保険金を支払うべき場合には、この約款に基づく保険関係の第8条のてん補責任額は、第6条の損失額から当該輸出手形保険契約の保険金の額を控除した残額に100分の90を乗じて得た額を限度とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この約款に基づき保険関係が成立した輸出契約等について、貿易一般保険、簡易通知型包括保険又は中小企業・農林水産業輸出代金保険が存在する場合、当該輸出契約等に係る保険関係は成立しないものとみなす。ただし、当該輸出契約等について、貿易一般保険包括保険(鋼材)特約書(平成29年4月1日 17-制度-00016)が存在する場合は、この限りでない。</p>	<p>(他の保険契約等との関係)</p> <p>第26条 この約款に基づき保険関係が成立した輸出契約について、輸出手形保険が存在し、当該輸出手形保険契約に基づき、日本貿易保険が保険金を支払うべき場合には、この約款に基づく保険関係の第8条のてん補責任額は、第6条の損失額から当該輸出手形保険契約の保険金の額を控除した残額に100分の90を乗じて得た額を限度とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この約款に基づき保険関係が成立した輸出契約等について、貿易一般保険、簡易通知型包括保険又は中小企業輸出代金保険が存在する場合、当該輸出契約等に係る保険関係は成立しないものとみなす。ただし、当該輸出契約等について、貿易一般保険包括保険(鋼材)特約書(平成29年4月1日 17-制度-00016)が存在する場合は、この限りでない。</p>	
<p>第7章 債権の回収</p> <p>(保険代位)</p> <p>第28条 日本貿易保険は、保険金を支払ったときは、法第42条の規定に基づき、保険契約者又は被保険者が、輸出契約等の相手方、保証人等信用補完措置を行う者、その他の未回収額(次項に定めるものをいう。以下この項において同じ。)に関し被保険者が行使しうる債権について支払責任又は賠償責任を負う者(以下「回収に係る権利行使等の相手方」という。)に対して有する未回収額及び決済期限の翌日から発生する延滞利息(保険金請求日までに回収した元本について生じた延滞利息を除く。)に係る権利を、以下の割合で取得する(以下、当該権利につき本条に基づいて日本貿易保険が取得する割合を「代位比率」といい、当該権利のうち、代位比率に基づき日本貿易保険が取得する権利を「代位債権」という。)</p> <p>一～二 (略)</p>	<p>第7章 債権の回収</p> <p>(保険代位)</p> <p>第27条 日本貿易保険は、保険金を支払ったときは、法第42条の規定に基づき、保険契約者又は被保険者が、輸出契約等の相手方、保証人等信用補完措置を行う者、その他の未回収額(次項に定めるものをいう。以下この項において同じ。)に関し被保険者が行使しうる債権について支払責任又は賠償責任を負う者(以下「回収に係る権利行使等の相手方」という。)に対して有する未回収額及び決済期限の翌日から発生する延滞利息(保険金請求日までに回収した元本について生じた延滞利息を除く。)に係る権利を、以下の割合で取得する(以下、当該権利につき本条に基づいて日本貿易保険が取得する割合を「代位比率」といい、当該権利のうち、代位比率に基づき日本貿易保険が取得する権利を「代位債権」という。)</p> <p>一～二 (略)</p>	

新	旧	備考
2 (略)	2 (略)	
<p>(回収の主体)</p> <p>第29条 日本貿易保険に対し保険金の支払の請求を行う場合には、被保険者は、日本貿易保険に対し、輸出契約等に係る権利について、代金等、延滞利息、損害賠償金又は違約金その他これらに類する金銭を回収するため権利行使等をする権限の委任（以下「権利行使等の委任」という。）を行わなければならない。ただし、日本貿易保険が、被保険者に対し、権利の全部又は一部につき、権利行使等の委任が不要であると指示した場合は、この限りでない。</p> <p>2～9 (略)</p>	<p>(回収の主体)</p> <p>第28条 日本貿易保険に対し保険金の支払の請求を行う場合には、被保険者は、日本貿易保険に対し、輸出契約等に係る権利について、代金等、延滞利息、損害賠償金又は違約金その他これらに類する金銭を回収するため権利行使等をする権限の委任（以下「権利行使等の委任」という。）を行わなければならない。ただし、日本貿易保険が、被保険者に対し、権利の全部又は一部につき、権利行使等の委任が不要であると指示した場合は、この限りでない。</p> <p>2～9 (略)</p>	
<p>(回収に関する義務)</p> <p>第30条 被保険者は、日本貿易保険が被保険者に対して、前条第5項に基づき、次の各号のいずれか全部又は一部を指示した場合、当該指示に従わなければならない。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(回収に関する義務)</p> <p>第29条 被保険者は、日本貿易保険が被保険者に対して、前条第5項に基づき、次の各号のいずれか全部又は一部を指示した場合、当該指示に従わなければならない。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	
<p>(回収金納付義務)</p> <p>第31条 被保険者は、回収金があったときは、次条に基づき日本貿易保険が取得する金額を日本貿易保険に納付する義務を負う。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(回収金納付義務)</p> <p>第30条 被保険者は、回収金があったときは、次条に基づき日本貿易保険が取得する金額を日本貿易保険に納付する義務を負う。</p> <p>2～4 (略)</p>	
<p>(回収金の配分及び回収費用の負担)</p> <p>第32条 日本貿易保険は、回収金に代位比率を乗じた金額を、支払った保険金額及び同金額について回収に係る権利行使等の相手方に請求できる延滞利息の額を上限として取得し、残額を被保険者が取得する。第3条第2号又は第3号のてん補危険の場合、日本貿易保険は、回収金から取得した額を上限として、被保険者に以下のいずれか少ない金額を控除利息として被保険者に支払う。</p> <p>一 第6条の損失額に決済期限 <u>（第25条第1項に規定する確認を受けた</u></p>	<p>(回収金の配分及び回収費用の負担)</p> <p>第31条 日本貿易保険は、回収金に代位比率を乗じた金額を、支払った保険金額及び同金額について回収に係る権利行使等の相手方に請求できる延滞利息の額を上限として取得し、残額を被保険者が取得する。第3条第2号又は第3号のてん補危険の場合、日本貿易保険は、回収金から取得した額を上限として、被保険者に以下のいずれか少ない金額を控除利息として被保険者に支払う。</p> <p>一 第6条の損失額に決済期限の翌日から保険金支払日（保険金の支払</p>	

新	旧	備考
<p>場合にあっては当該確認のあった日)の翌日から保険金支払日(保険金の支払を受けた日以前に回収があった場合には、当該回収のあった日)までの期間に応じて、共通運用規程に定める利率を乗じて得た額から保険金請求日までに回収した延滞利息(保険金請求日までに回収した元本について生じた延滞利息を除く。)を除いた額に支払った保険金の額の第6条の損失額に対する割合を乗じて得た金額(支払った保険金の額又は第6条の損失額に費用が含まれている場合は、当該費用を除いた金額。以下この号において同じ。)。ただし、同金額のうち既に被保険者に充当した金額がある場合は、当該充当した金額を控除した金額</p> <p>二 (略)</p> <p>2 日本貿易保険は、輸出契約等に係る次の費用(以下「回収費用」という。)に代位比率を乗じた金額を負担し、残額を被保険者が負担する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第29条第1項又は第35条第1項若しくは第2項に基づく権利行使等の委任後(保険金支払までに当該権利行使等の委任が行われない場合は保険金支払後)の回収に要した費用</p> <p>三 (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、第34条に基づき回収を終了するにあたり、回収費用の総額が回収金の総額を超過する場合、日本貿易保険は、超過した回収費用を負担するものとし、当該費用のうち、被保険者が支払った金額について、日本貿易保険は被保険者に支払う。</p> <p>4～5 (略)</p>	<p>を受けた日以前に回収があった場合には、当該回収のあった日)までの期間に応じて、共通運用規程に定める利率を乗じて得た額から保険金請求日までに回収した延滞利息(保険金請求日までに回収した元本について生じた延滞利息を除く。)を除いた額に支払った保険金の額の第6条の損失額に対する割合を乗じて得た金額(支払った保険金の額又は第6条の損失額に費用が含まれている場合は、当該費用を除いた金額。以下この号において同じ。)。ただし、同金額のうち既に被保険者に充当した金額がある場合は、当該充当した金額を控除した金額</p> <p>二 (略)</p> <p>2 日本貿易保険は、輸出契約等に係る次の費用(以下「回収費用」という。)に代位比率を乗じた金額を負担し、残額を被保険者が負担する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第28条第1項又は第34条第1項若しくは第2項に基づく権利行使等の委任後(保険金支払までに当該権利行使等の委任が行われない場合は保険金支払後)の回収に要した費用</p> <p>三 (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、第33条に基づき回収を終了するにあたり、回収費用の総額が回収金の総額を超過する場合、日本貿易保険は、超過した回収費用を負担するものとし、当該費用のうち、被保険者が支払った金額について、日本貿易保険は被保険者に支払う。</p> <p>4～5 (略)</p>	
<p>(違約金等)</p> <p>第33条 被保険者は、第31条第2項又は第4項に該当する場合において、各項に規定する期間内に当該各項の通知をすることを怠ったとき、当該各項の規定により納付すべき金額(以下「回収納付金額」という。)について回収のあった日(回収のあった日が、保険金の支払を受けた日以前であるときは、保険金の支払を受けた日)の翌日から当該通知をした日までの日数に応じて年10.95%の割合で計算した違約金を日本貿易保険の指定する日までに日本貿易保険に納付しなければならない。</p> <p>2 被保険者は、第31条第2項若しくは第4項又は前項に該当する場合に</p>	<p>(違約金等)</p> <p>第32条 被保険者は、第30条第2項又は第4項に該当する場合において、各項に規定する期間内に当該各項の通知をすることを怠ったとき、当該各項の規定により納付すべき金額(以下「回収納付金額」という。)について回収のあった日(回収のあった日が、保険金の支払を受けた日以前であるときは、保険金の支払を受けた日)の翌日から当該通知をした日までの日数に応じて年10.95%の割合で計算した違約金を日本貿易保険の指定する日までに日本貿易保険に納付しなければならない。</p> <p>2 被保険者は、第30条第2項若しくは第4項又は前項に該当する場合に</p>	

新	旧	備考
<p>において、各項の規定に基づき日本貿易保険に納付すべき金額を日本貿易保険の指定する日までに納付しなかったときは、当該金額及び当該金額について日本貿易保険の指定する日の翌日から納付される日までの日数に応じて年10.95%の割合で計算した延滞金を日本貿易保険の請求に従い納付しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>において、各項の規定に基づき日本貿易保険に納付すべき金額を日本貿易保険の指定する日までに納付しなかったときは、当該金額及び当該金額について日本貿易保険の指定する日の翌日から納付される日までの日数に応じて年10.95%の割合で計算した延滞金を日本貿易保険の請求に従い納付しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	
<p>(回収行為の終了)</p> <p>第34条 日本貿易保険は、代位債権等について回収が困難であると判断したときは、<u>第29条</u>第1項又は次条第1項若しくは第2項に基づく被保険者による権利行使等の委任を解除し、回収を終了することができる。</p> <p>2 前項に基づき権利行使等の委任が解除された場合において、日本貿易保険が<u>第29条</u>第5項に基づき被保険者に対し既に指示を出している場合は、当該指示も将来に向かって効力を失うものとし、<u>第30条</u>第1項から第3項までの義務は、以後これを免れる。</p> <p>3 被保険者は、<u>第30条</u>第4項及び<u>第31条</u>の義務については、代位債権の全部について回収されるまでの間、これを負う。ただし、日本貿易保険が特に認めた場合は、この限りでない。</p>	<p>(回収行為の終了)</p> <p>第33条 日本貿易保険は、代位債権等について回収が困難であると判断したときは、<u>第28条</u>第1項又は次条第1項若しくは第2項に基づく被保険者による権利行使等の委任を解除し、回収を終了することができる。</p> <p>2 前項に基づき権利行使等の委任が解除された場合において、日本貿易保険が<u>第28条</u>第5項に基づき被保険者に対し既に指示を出している場合は、当該指示も将来に向かって効力を失うものとし、<u>第29条</u>第1項から第3項までの義務は、以後これを免れる。</p> <p>3 被保険者は、<u>第29条</u>第4項及び<u>第30条</u>の義務については、代位債権の全部について回収されるまでの間、これを負う。ただし、日本貿易保険が特に認めた場合は、この限りでない。</p>	
<p>(日本貿易保険による保険金の支払の請求前の権利の行使)</p> <p>第35条 日本貿易保険は、保険金の支払の請求前に輸出契約等に係る債権の行使を自ら行う必要を認めたときは、被保険者から当該債権に係る権利行使等の委任を受けることを申し込むことができ、被保険者は、合理的な理由がない限り、これに応じなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の委任がなされた場合、回収につき、<u>第29条</u>（ただし、同条第1項から第3項までを除く。）及び<u>第30条</u>を準用する。</p>	<p>(日本貿易保険による保険金の支払の請求前の権利の行使)</p> <p>第34条 日本貿易保険は、保険金の支払の請求前に輸出契約等に係る債権の行使を自ら行う必要を認めたときは、被保険者から当該債権に係る権利行使等の委任を受けることを申し込むことができ、被保険者は、合理的な理由がない限り、これに応じなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の委任がなされた場合、回収につき、<u>第28条</u>（ただし、同条第1項から第3項までを除く。）及び<u>第29条</u>を準用する。</p>	
<p>第8章 雑則 (保険関係の成立の制限)</p> <p>第36条 日本貿易保険は、取引上の危険が大であるとき、その他貿易保険の事業の経営上必要があるときは、将来にわたって、限度額設定型貿易</p>	<p>第8章 雑則 (保険関係の成立の制限)</p> <p>第35条 日本貿易保険は、取引上の危険が大であるとき、その他貿易保険の事業の経営上必要があるときは、将来にわたって、限度額設定型貿易</p>	

新	旧	備考
<p>保険の保険契約に基づく保険関係を成立させないことができる。</p>	<p>保険の保険契約に基づく保険関係を成立させないことができる。</p>	
<p>(換算率)</p> <p>第37条 この約款において、外貨を邦貨に、邦貨を外貨に、又は一の外貨を他の外貨に換算する場合に適用する外国為替相場は、次の各号のとおりとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 第31条第2項の規定に基づき回収した金額を納付する場合において、回収した金額が表示通貨と異なる通貨建てのときは、当該金額は、回収を確認した日における第1項各号のいずれかの外国為替相場により表示通貨に換算するものとする。ただし、回収した金額に係る通貨を表示通貨で買い取る場合は、当該買取に使用する換算率を適用し、表示通貨以外の通貨で買い取る場合、当該通貨はその額が確定した日における第1項各号のいずれかの外国為替相場により表示通貨に換算するものとする。</p> <p>5 第32条第2項又は第3項に規定する日本貿易保険の負担する費用は、当該費用が外貨建てのときは、当該費用は、その額が確定した日における第1項第1号の外国為替相場により邦貨に換算するものとする。ただし、当該費用について、当該費用に係る通貨を邦貨で買い取って支払った場合は、当該買取に使用された換算率を適用し、邦貨以外の通貨で買い取って支払った場合は、当該通貨はその額が確定した日における第1項各号のいずれかの外国為替相場により邦貨に換算するものとする。</p> <p>6～8 (略)</p>	<p>(換算率)</p> <p>第36条 この約款において、外貨を邦貨に、邦貨を外貨に、又は一の外貨を他の外貨に換算する場合に適用する外国為替相場は、次の各号のとおりとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 第30条第2項の規定に基づき回収した金額を納付する場合において、回収した金額が表示通貨と異なる通貨建てのときは、当該金額は、回収を確認した日における第1項各号のいずれかの外国為替相場により表示通貨に換算するものとする。ただし、回収した金額に係る通貨を表示通貨で買い取る場合は、当該買取に使用する換算率を適用し、表示通貨以外の通貨で買い取る場合、当該通貨はその額が確定した日における第1項各号のいずれかの外国為替相場により表示通貨に換算するものとする。</p> <p>5 第31条第2項又は第3項に規定する日本貿易保険の負担する費用は、当該費用が外貨建てのときは、当該費用は、その額が確定した日における第1項第1号の外国為替相場により邦貨に換算するものとする。ただし、当該費用について、当該費用に係る通貨を邦貨で買い取って支払った場合は、当該買取に使用された換算率を適用し、邦貨以外の通貨で買い取って支払った場合は、当該通貨はその額が確定した日における第1項各号のいずれかの外国為替相場により邦貨に換算するものとする。</p> <p>6～8 (略)</p>	
<p>(保険契約の地位の譲渡)</p> <p>第38条 被保険者は、この約款に基づく保険契約上の地位を譲渡してはならない。ただし、保険契約上の地位の全部を譲渡する場合であって日本貿易保険が特に認めた場合はこの限りではない。</p>	<p>(保険契約の地位の譲渡)</p> <p>第37条 被保険者は、この約款に基づく保険契約上の地位を譲渡してはならない。ただし、保険契約上の地位の全部を譲渡する場合であって日本貿易保険が特に認めた場合はこの限りではない。</p>	
<p>(保険の目的又は保険金請求権の譲渡)</p> <p>第39条 被保険者は、この約款に基づく保険関係について、保険の目的を</p>	<p>(保険の目的又は保険金請求権の譲渡)</p> <p>第38条 被保険者は、この約款に基づく保険関係について、保険の目的を</p>	

新	旧	備考
<p>譲渡した場合には、譲渡された当該保険の目的に係る損失については日本貿易保険は損失をてん補する責めに任じない。ただし、日本貿易保険の承認を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>譲渡した場合には、譲渡された当該保険の目的に係る損失については日本貿易保険は損失をてん補する責めに任じない。ただし、日本貿易保険の承認を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>2～3 (略)</p>	
<p>(保険金支払後の債権譲渡) 第40条 保険金支払日以後において、被保険者が、保険事故に係る債権のうち被保険者が有している部分を譲渡しようとするときは、譲受予定者と連名で事前に日本貿易保険の承認を受けなければならない。ただし、譲渡が日本貿易保険の指示による場合は、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(保険金支払後の債権譲渡) 第39条 保険金支払日以後において、被保険者が、保険事故に係る債権のうち被保険者が有している部分を譲渡しようとするときは、譲受予定者と連名で事前に日本貿易保険の承認を受けなければならない。ただし、譲渡が日本貿易保険の指示による場合は、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p>	
<p>(質権又は譲渡担保の設定) 第41条 被保険者は、この約款に基づく保険関係について、保険の目的又は保険金請求権について質権又は譲渡担保を設定しようとするときは、当該質権又は譲渡担保権の取得予定者と連名で事前に日本貿易保険の承諾を得なければならない。ただし、日本貿易保険が特に認める場合はこの限りでない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(質権又は譲渡担保の設定) 第40条 被保険者は、この約款に基づく保険関係について、保険の目的又は保険金請求権について質権又は譲渡担保を設定しようとするときは、当該質権又は譲渡担保権の取得予定者と連名で事前に日本貿易保険の承諾を得なければならない。ただし、日本貿易保険が特に認める場合はこの限りでない。</p> <p>2 (略)</p>	
<p>(手続事項) 第42条 この約款に規定するもののほか、保険関係に関する手続的な事項は手続細則に定める。</p>	<p>(手続事項) 第41条 この約款に規定するもののほか、保険関係に関する手続的な事項は手続細則に定める。</p>	
<p>(準拠法令) 第43条 この約款に定めていない事項については、法及びこれに基づく命令その他日本国の法令の定めるところによる。</p>	<p>(準拠法令) 第42条 この約款に定めていない事項については、法及びこれに基づく命令その他日本国の法令の定めるところによる。</p>	
<p>附 則 <u>この改正は、平成29年10月2日から実施する。</u></p>		